

アスリート委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」

という。）におけるアスリート委員会について、本協会組織管理運営規程の他に、必

要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 アスリート委員会は、次の事項に関わる活動を行い、常務理事会にアスリートを

代表する意見を具申するとともに、常務理事会の諮問に応ずる。

- ① スポーツクライミングの社会的役割や価値の向上に関する事項
- ② アスリートの社会貢献や国際貢献に関する事項
- ③ アスリートのモラルの向上、啓発に関する事項
- ④ アンチ・ドーピングの啓発活動に関する事項
- ⑤ アスリートのセカンドキャリアに関する事項
- ⑥ 競技・強化環境の改善や整備に関する事項
- ⑦ オリンピック・ムーブメントの推進に関する事項
- ⑧ アスリート間のコミュニケーションに関する事項
- ⑨ その他本協会の業務の執行におけるアスリートの関与に関する事項

(構成)

第3条 委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 1名

副委員長 1～2名

常任委員（委員長及び副委員長を含む） 15名以内

2 アスリート委員会においては、議決権を有しない専門委員を置くことができない。

(雑則)

第4条 本規程に定めのない事項は、組織管理運営規程による。

付則

この規程は、令和3年9月9日から施行する。

令和5年7月13日一部改定(令和5年7月14日から施行する)。